

令和4年度 第2回 三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金のご案内

**原油価格・物価高騰に対応する
ための事業が追加されました！**

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上等に取り組むこと《通常枠》や、新型コロナの影響のみならず、原油価格や物価の高騰の影響を受ける中にも前向きなビジョンを持って、生産性向上や業態転換による自社のステップアップにつながる取組にチャレンジする、意欲的な経営の向上等に取り組むこと《原油価格・物価高騰対応枠》を支援することを目的とします。

2. 公募期間

枠によって締切日が異なりますのでご注意ください！

《通常枠》 令和4年7月8日(金)～令和4年7月28日(木) ※消印有効

《原油価格・物価高騰対応枠》

令和4年7月8日(金)～令和4年8月10日(水) ※消印有効

3. 補助内容

同じ事業内容で2つの枠への併用申請はできません。

【対象者】 三重県内に主たる事務所、又は事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者《通常枠》、また原油価格・物価高騰の影響を受けた者《原油価格・物価高騰対応枠》。

【補助率及び

補助限度額】

	《通常枠》	《原油価格・物価高騰対応枠》
補助率	1/2 以内	2/3 以内
補助限度額	50万円(下限)～200万円(上限)	50万円(下限)～400万円(上限)

【補助対象期間】《通常枠》

交付決定日(令和4年8月中旬(予定))～令和5年1月11日(水)

《原油価格・物価高騰対応枠》

交付決定日(令和4年9月中旬(予定))～令和5年1月11日(水)

4. 補助対象となる事業

補助対象期間が短期間のため、期限内に納品・支払が確実に実施される見込みであることなど、計画段階において的確な実施プランが求められます。

《通常枠》

- (1) 生産性向上のためのDXの導入
- (2) 省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
- (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
- (5) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化
- (6) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
- (7) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築

《原油価格・物価高騰対応枠》

- (1) 原油価格・物価高騰に対応した生産性向上のためのDXの導入
- (2) 原油価格・物価高騰に対応する省力化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
- (3) 原油価格・物価高騰の影響を受けにくい分野に事業シフトして収益の柱を作る事業再構築
- (4) 原油価格・物価高騰に対応するための新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
- (5) 原油価格・物価高騰に対応するための省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する設備等の導入
- (6) 原油価格・物価高騰に対応したサプライチェーン強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「4. 補助対象となる事業」に要する広報費、展示会等出展費、開発費、借料、機械装置等費、外注費 など

※《原油価格・物価高騰対応枠》において補助対象となる経費は、計画する支出経費がもたらす成果が燃料費や原材料の価格高騰に対応した取組として明確に示されなければなりません。

※詳しくは『公募案内』の3ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

6. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 経営向上計画書 (第1号様式の2)
- (3) 支出計画書 (第1号様式の3)
- (4) 役員等に関する事項 (第1号様式の4)
- (5) 直近1期分の財務諸表の写し

- ・ 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書
- ・ 個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、貸借対照表、損益計算書
- ・ 個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書

- (6) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し

(交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの)

※申請書類については、三重県のホームページからダウンロードしてください。

※様式の送付を希望する場合は、下記「問合せ先」までご連絡ください。

7. 審査方法・基準・結果通知

審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容について次の審査基準に基づき実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

※これまでに当該補助金の採択を受けていない事業者や、新規に申請する事業者に対しては、加点措置を行います。ただし、《原油価格・物価高騰対応枠》では加点措置は行いません。

審査基準

- ① 必要性：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、または原油価格・物価高騰に対応した取組であるか。
- ② 目的性：コロナ禍の現状のみならず、「アフター・コロナ」を見据えたビジョン、または原油価格・物価高騰の影響に対応するためのビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③ 実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④ 有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものとなっているか。
- ⑤ 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

8. 本補助金交付の決定を受けた者の義務

本補助金の交付の決定を受けた者は、申請時に作成した経営向上計画書(第1号様式の2)に基づいて「三重県版経営向上計画(ステップ2)」を策定し、速やかに(遅くとも令和4年9月末までに)提出し、年度内に認定を受けなければなりません。

※詳しくは、『公募案内』の7ページ「7 留意事項」をご確認ください。

9. 申請書提出先・問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課
三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 係
電話：059-253-1281 / FAX：059-228-3800

※問合せは、平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)。

必ず郵送にて
ご提出ください